

平成25年

# 双葉町議会会議録

第2回臨時会

5月9日開会・閉会

双葉町議会

## 平成25年第2回双葉町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3
第 1 日 (5月9日)	
議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6
職務のため議場に出席した者の職氏名	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
日程の追加	30
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	30

閉 会 ..... 3 1

## 2 5 双葉町告示第 8 号

平成 2 5 年第 2 回双葉町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成 2 5 年 5 月 1 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

記

1. 期 日 平成 2 5 年 5 月 9 日 (木)  
午前 1 0 時
  
2. 場 所 加須市騎西総合支所 3 階議場
  
3. 付議事件
  - (1) 平成 2 4 年度双葉町一般会計補正予算 (第 1 0 号)
  - (2) 平成 2 4 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
  - (3) 平成 2 4 年度双葉町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
  - (4) 平成 2 4 年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
  - (5) 双葉町税条例の一部改正について
  - (6) 双葉町いわき事務所設置条例の制定について
  - (7) 双葉町福島支所設置条例の一部改正について
  - (8) 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
  - (9) 双葉町課設置条例の一部改正について
  - (10) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
  - (11) 双葉町振興計画審議会条例の一部改正について

- (12) 双葉町都市計画審議会条例の一部改正について
- (13) 双葉町公民館条例の一部改正について
- (14) 双葉町体育館条例の一部改正について

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君  
3番 高萩文孝君  
5番 清川泰弘君  
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君  
4番 菅野博紀君  
6番 谷津田光治君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

## 平成25年第2回双葉町議会臨時会議事日程（第1号）

平成25年5月9日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認について  
専決第2号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認について  
専決第3号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認について  
専決第4号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第36号 専決処分の承認について  
専決第5号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第37号 専決処分の承認について  
専決第6号 双葉町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第38号 双葉町いわき事務所設置条例の制定について
- 日程第9 議案第39号 双葉町福島支所設置条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第41号 双葉町課設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 双葉町振興計画審議会条例の一部改正について
- 日程第14 議案第44号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第45号 双葉町公民館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第46号 双葉町体育館条例の一部改正について
- 追加日程第1 発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正について

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
教育長 職務代理者兼 教育総務課長兼 生涯学習課長	今泉祐一君
秘書広報課長	平岩邦弘君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	舶来丈夫君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
産業振興課長兼 農業委員会 事務局長兼 コミュニケーションセンター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回双葉町議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、1番、羽山君子君、2番、白岩寿夫君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日1日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時01分

---

再開 午前11時10分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第33号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第33号 専決第2号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第10号)についてであります。歳入歳出それぞれ1億6,145万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は57億2,569万7,000円となりました。歳入について申し上げます。

町税は、町民税の個人分所得割等の増収により700万円の追加となりました。地方交付税は、震災復興特別交付税等の額の確定により1億5,969万7,000円の追加となりました。

また、事務事業の確定によりまして、国庫支出金は20万4,000円の減額、県支出金は1,023万9,000円の減額となりました。

次に、歳出についてであります。事務事業の確定などにより多くの科目で減額補正となりました。諸支出金は財政調整基金への積み立てを行うため9,886万円追加となりました。

また、繰越明許費として1事業の変更を行いました。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第20款町債。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 7ページ、歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款労働費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款商工費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） これを含めてあと三、四あるのですけれども、専決をした理由をお聞きしたいと思います。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明をさせます。

（「議長、いいですか。ちょっと休憩してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、休議します。

休憩 午前11時16分

---

再開 午前11時18分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3月31日までに確定させなくてはならなかったもので、そういうふうなことになりましたので、なお足りない部分につきましては総務課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問に説明を申し上げます。

3月定例会の補正予算の後、やはり事務事業、さらには国、県からの交付税、そして補助金等の予算の確定というのは3月31日ということになりますので、議会が開けないという部分もございました。そうしたことにより3月29日付の専決をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 3月定例会は何日から何日まで開かれていたのか、町長は十分ご存じだと思いますので、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3月21日から28日までだったと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 28日まで定例議会を開催して、29日に決めなければならない。日程を1日ずらせば臨時会、この専決はしなくて済んだはずですが、それで、この専決のために1時間時間を使って説明して、何が得があるのか、何を議会に言わぬとしているのか全然わからない。専決したものをくどくどと1時間かかって説明して何が出てくるのですか。もう少し考えてやれないでしょうか、町

長。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまのご質問にお答えをします。

3月29日の専決をなぜ1日延ばしできなかつたかというお尋ねでございますが、議会をもう一日延ばしてやるほうがよかつたのではないかということでしたが、予算につきましては、それ以前にいろいろ取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

なお、足りない部分につきましては、総務課長に説明いたさせます。

（「もういい、たくさんです。もういいです。答弁聞きたいんだから、説明聞きたいんじゃないんだ」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行ひます。

お諮りします。議案第33号 専決第2号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第10号）を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よつて、議案第33号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第34号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第34号 専決第3号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算2,604万2,000円を追加し、歳入歳出の総額は12億752万円になります。

歳入の主なものは、国庫支出金の国庫負担金が1,483万1,000円、国庫補助金が3,703万5,000円の追加、県支出金の県負担金が2,545万円の減となります。

歳出は、保険給付費の療養諸費が2,606万9,000円の追加となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第34号 専決第3号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第35号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第35号 専決第4号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ33万7,000円を減額し、歳入歳出予算総額を9億4,931万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金を33万7,000円減額するものであります。

歳出につきましては、保険給付の高額介護サービス等費を33万7,000円減額するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第35号 専決第4号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第4号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第36号 専決処分 of 承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第36号 専決第5号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ20万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額が2,346万5,000円となりました。

歳入は、滞納繰り越し分普通徴収保険料、手数料、延滞金、加算金及び過料、償還金及び還付加算金及び還付加算金、預金利子、雑入を合わせて20万5,000円の減額となります。

歳出は、総務管理費、後期高齢者医療保険料の不納欠損により、後期高齢者医療広域連合納付金を合わせて20万5,000円の減額となります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 3ページの歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第36号 専決第5号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第5号)を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第36号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第37号 専決処分の承認についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第37号 専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてであります、これは平成25年度地方税法の改正に伴う改正であります。

主な改正内容は、町民税における住宅借入金等特別控除の延長、拡充、延滞金等の利率の見直し、東日本大震災に係る特例措置の延長などが主な改正であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号 専決第6号 双葉町税条例の一部改正についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第37号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第38号 双葉町いわき事務所設置条例の制定についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第38号 双葉町いわき事務所設置条例の制定についてであります、現

在いわき市に建設中の仮庁舎に設置するための条例制定であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） いわき事務所はよろしいのですが、何ゆえにこの地方自治法155条を適用したのか。

それから、所管区域は双葉町全域、双葉町全域という説明をしていただきたい。これは、双葉町民ですから、対象、ですから全国に散らばっているわけです。もしかしたら外国に行っている人もいるかもしれない。これは、双葉町全域は、私はここでうたうのは無理と思うのですが、何か附則でうたうことがなかったのか。地方自治法には、155条は、町村においては支所、出張所を設けることができる。地方自治法の4条においては、町村において事務所、いわゆる役場というような説明になっているのです。そういう地方自治法にはうたわれている。まして議会事務局があっせんして我々に売ってくれた小六法にはそう間違いなくかかっている。

それから、事務所と言いながら何ゆえに155条を適用したのか。事務所というのであれば4条適用になるはずなのですが、それから双葉町全域の、これは町長しっかり答弁をお願いします。説明でなく答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 155条と4条の件であります。155条につきましては、役場の事務所を移動するということでもあります。4条につきましては、役場そのものを移動するということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

（「6番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町民とあれの。

（「6番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 答弁いいの、もう一つのやつ。

（「答弁だべ、今もらいました」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町民ということと何かつけてくれるというのがあったでしょう。いいの、それ。

（「双葉町全域」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いいですね、では。

（「町長だよ。私は答弁ってお願いした」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 双葉町町民のことにつきましてであります。町民の住所が双葉町内にあり

ますので、そのように行ったということでもあります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 質問の回数に数えてもらえたくないです。聞いていることに対して答えになっていないのだから。

双葉町町民の事務所がどこにあるかと、これ条例ですからね。双葉町いわき事務所を設置する条例ですからね。だから、地方自治法には事務所は役場とうたわれているのです。その事務所をつくるのは4条でつくりなさいとかかっているのです、町長。町村においては、支所、出張所は155条でうたわれているのです。もっと言ったら244条、公の施設の設置、管理及び廃止というこの法律もあるのです。聞いているのは、事務所であれば法4条適用になるはずなのに、なぜ155条ですかと聞いているのと、所管区域は双葉町全域とあるのはどういう意味ですかと聞いているのです。答弁をお願いします。説明は要りません。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 先ほどお答えをしたとおりでございます。

（「答弁になっていない」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今は非常事態で町民全員が強制避難させられている真ただ中であります。所管区域を双葉町にして、いわき市に役場をつくって町を所管の範囲ですよというのは、百歩譲って町長おかしいな。何か附則に書けなかったのか。

これは、町長、地方自治法、役場職員70人もいるのだから、もっとこのいいかげんに、隣の町がそうしていますからそれでもいいだつてというような理屈には成り立たないですから。だから、この法律、これをうまく適用としている法律は、平常時を考えてつくった法律だと思っているのです、私は。多分皆さんもそう思っていると思います。でも、今強制避難のときにこれをまともに、地方自治法をまともに理解してやれというのは、私は無理だと思っています。だから、附則で何か書けなかったのかって聞いているのです。今あっち行ったりこっち行ったり、事務所は双葉町にあるから、これ所管区域が双葉町全域だなんていうのは、これもそう言うのならそれでもいいけれども、だから避難している町民のことは考えているの。地域全域って、土地のこと言うのだものな。これ町民が利用する役場ですよ、つくるのは。町民が利用させてもらう役場をつくるはずだと思ったのです。双葉町の全域を所管区域にして、双葉町に誰が住んでいるのかというようになるのだ。だから、もっとこれ、みんな優秀な職員いるのだから、もっと考えられなかったのかと思うのです。

これは、事務局長には155条はおかしいから4条だべって何度も電話で話していましたが、町長のところにその話が行き届いていなかったのか、総務課長のところまで行ったのかどうかはわかりませんが、しゃべらなかったのかもわかりませんが、まずはっきりとして、先ほど答弁したとおりですでは納得はいきませんので、納得のいくような答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のおただしの4条ではないかということでございますが、あくまでも双葉町役場の本所は、双葉町新山前沖になりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この役場機能の件ではいろいろとあると思ひます。今、同僚議員が言ったように、地方自治法、法律等もこの震災、原子力避難等を想定してつくっているわけではないと思ひます。そういう面で言えば、もちろん上位法、157条ですか、法律第2項の中に、この部署とか課とかそういうものに関しては、議会で提案事項には修正案出せないという法律もありますが、この非常時に関してやっぱり双葉町役場だけで決めているわけではなく、もちろん県、国とのそういう話し合いや助言、法律家等と相談をしながらこの条例を決めていると思うのですが、その点についてちゃんとそういうことをやっているのかどうなのかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまの菅野議員のご質問にお答えいたします。

そのような対応をしております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 県の指導も受けているというような答弁でしたけれども、なぜ違法な指導を県はしているのか、私には理解できません。

4条には、その事務所の位置を定め、またこれを変更するときは条例で定めなさいということで、事務所とは役場ですというふうに私が見た参考書では議場にはかかっております。155には、町村にあっては支所または出張所を設けることができるとちゃんと載っております。

所管区域の双葉町全域についても、あいまいな答弁ですので、私はこの議案には賛成はできません。法の適用は妥当でないというふうに思ひますので、賛成はできません。

○議長（佐々木清一君） 原案に賛成者の発言を許します。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 先ほど町長に答弁もらいまして、県、いろいろな法律、地方自治法上では、この災害時のものがちゃんと整備されていない中で、法律家、弁護士等、県とかにも相談していると、それで出してきたということなので、ここに違法性があるとかそういうのではなく、いわき市に避難

されている方々、すごく気になっているようなので、この点については。そういう面でも速やかにやっていたきたいので、この案には賛成します。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号 双葉町いわき事務所設置条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第39号 双葉町福島支所設置条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第39号 双葉町福島支所設置条例の一部改正についてであります。いわき市にいわき事務所を設置するのに伴い、福島支所の名称を改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 福島支所から郡山支所に変えるということですが、所管区域を教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

双葉町であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 条例に明記されておりましたでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 特に明記はしておりません。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 今、前の議案で話されました法の155条にしろ4条にしろ、所管区域は明記しなさいとなっておりますか。

（「議長、休議したら」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前11時59分

---

再開 午後 零時01分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 明記していないことについてであります。いわき事務所がメインの機能を持っておりまして、福島支所につきましては、それを補完するというので、あえて明記はしておりませんでした。

（「6番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 一応3回終わっておりますので。

（「特別にお願いします」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、議長の判断で手短にもう一回許可します。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） いわき事務所の条例ができました。今できた事務所、今条例が可決されたばかりなのに、福島事務所は何年前からあるのですか、1年何カ月前からあったはずですが。その理由ってこじつけにしかありません。なかったらなかったと素直に言ったらどうですか。終わります。

○議長（佐々木清一君） 答弁もらいますか。

（「要りません」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 法に基づいて設置されるもの、これを改正するときは誤りがあればただせ

ばいいわけですから、それを直せない。所管区域は双葉町です。全く前の条例の制定と一緒に答弁です。私は納得はできません。反対いたします。

○議長（佐々木清一君） 賛成者の発言を許します。

5番、清川泰弘君。

○5番（清川泰弘君） この双葉町と先ほどから執行部のほうから答弁ありますけれども、私は双葉町イコール双葉の町民、双葉の財産、そのもろもろを双葉町と私は表現しているのではないかとそう思っています。解釈の仕方によって違いますけれども、私はこれに賛成します。

○議長（佐々木清一君） そのほか討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号 双葉町福島支所設置条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第40号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第40号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてであります。いわき市にいわき事務所を設置すること及び福島支所の名称を改正することに伴い、改正するためのものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号 双葉町公告式の特例に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第41号 双葉町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第41号 双葉町課設置条例の一部改正についてであります。いわき市にいわき事務所を設置することに伴い、現状の業務に対応した課の見直しを行うための改正であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 新しく改正される各課に何名の職員を配置するのかお知らせください。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

今現在まだ検討中であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長、課をこれだけ改正して、係もこれだけつくって、現有職員で間に合うのか間に合わないのか、町長の頭の中には入っていると思うのです。

6月に越します。福島支所と埼玉支所には何名配置するのか、いわき事務所には何名配置するのか分からないで、まだ決めていないで課だけ改正するのですか。ちゃんとこれにはどれぐらいの人数が必要だというのは、町長の考えの中には入っているのでしょうか。当然辞令を出す人ですから、わかるはずなのですが、大体わからないでこういう改正はできない。それここまでやるのにどういう手順でここまでやったのか。当然条例でうたわれている委員会あるはずですから。そういうものをちゃんと活用したのかどうか。これ全く機構改革ですから、これだけやるのですから。どうでしょうか。ただ、町長の胸先三寸でやったのですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

今現在も役場の業務につきましても、国、県、全国の自治体から支援をいただいているところであります。しかしながら、今の現状でも非常に通常業務と災害業務で職員は大変な苦勞をしている状態で、私としては非常に厳しい状況であるというふうに認識しておりますし、大方の張りつけは終わっておりますが、子細についてはまだ検討しているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この災害業務、出張所業務、本当に職員の方々大変だと思いますが、今後職員等ふやしていく、もちろん臨時も含めて対応できるような方向性、ふやすような方向性も万が一足りない場合は考えていくかどうなのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

議員の言われたとおりでありまして、今後も国、県、各全国の自治体、そして双葉町役場といたしましても、職員の採用を考えているところであります。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第41号 双葉町課設置条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

休議します。

休憩 午後 零時 14分

---

再開 午後 零時 14分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第42号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてであります。警戒区域の見直しに伴い、国及び県の改正と同様に区域ごとの額に改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第42号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第43号 双葉町振興計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第43号 双葉町振興計画審議会条例の一部改正についてであります。双葉町課設置条例の一部改正に伴い、課名を改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号 双葉町振興計画審議会条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第44号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第44号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてであります、双葉町課設置条例の一部改正に伴い、課名を改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号 双葉町都市計画審議会条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第45号 双葉町公民館条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第45号 双葉町公民館条例の一部改正についてであります。行政組織の一部改正に伴い、課名を改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号 双葉町公民館条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第46号 双葉町体育館条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第46号 双葉町体育館条例の一部改正についてであります。行政組織の一部改正に伴い、課名を改正するためであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号 双葉町体育館条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休憩 午後 零時 25分

---

再開 午後 零時 28分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

---

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） ただいま谷津田光治君ほか1名から、双葉町議会委員会条例の一部改正についての発議案が提出されました。

お諮りします。発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1とし審議することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正については、緊急を要する事件と認め、日程に追加し、追加日程第1として審議することに決定しました。

---

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） 提案理由の説明を申し上げます。

双葉町議会委員会条例の一部改正についての提案理由ですが、本案につきましては、本日、第2回臨時議会において、議案第41号 双葉町課設置条例の一部改正が行われましたことに伴う改正であります。

改正点としては、第2条第1号中の企画課を復興推進課に改め、同条第2号中の産業振興課を産業建設課に改め、建設課を削除し、新たに生活支援課を追加するものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを、原案のとおり決すること  
に賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第2回双葉町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 零時32分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 羽 山 君 子

署名議員 白 岩 寿 夫